

令和6年9月20日
文部科学省
高等教育局私学部私学行政課

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の一部改正に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）」及び「大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第42号）」の改正について、令和6年8月15日から令和6年9月13日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計11件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 今回改正内容の算出方法について	<p>・人件費について、人事院勧告をどのように踏まえて改定しているのか具体的に明らかにすべきです。また、民間部門に係る改正であるにもかかわらず、民間部門の統計等ではなく人事院勧告を参照しているそもその理由についても、明らかにすべきです。</p> <p>・設備の整備に要する経費について、CPIのうち総合指数、コア指数、コアコア指数のうちいずれを利用しているのか具体的に明らかにすべきです。また、CPIにより設備の整備に要する経費を改定する理由についても、明らかにすべきです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>人件費については、標準経常経費が近年の給与の実態と乖離しないように、民間企業従業員の給与水準も考慮し算定された人事院勧告の改定率を乗じて算出しています。</p> <p>設備の整備に要する経費については、標準設置経費が近年の設備の実勢価格と乖離しないように、消費者物価指数の改定を踏まえた3.2%の増額改定をしています。</p>
	<p>学校法人の寄附行為等の認可に関する審査基準への意見です。2つの改正条文案に共通する別表第二についてです。標準設置経費額の人件費（教員900万円と職員640万円）は何を根拠としてどのように算定されているのでしょうか。また、この算定金額を大学設置認可の可否に関わる審査基準とする法的根拠を示していただきたいです。この質問を出す理由は、令和4年の大学設置基準改正において文科省は以下のQ&Aを示しているからです。</p> <p>Q11. 「専ら当該大学の教育研究に従事する者」とは、どのような意味ですか。</p> <p>回答「一の大学でフルタイム雇用されている者（事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（当該フルタイム労働者と1週間の所定労働時間が同じ有期雇用労働者を含む。））であって、月額報酬20万円以上かつ当該大学以外の業務の従事日数が週3日未満であること等を満たす者を想定しています。」</p> <p>基幹教員の導入、雇用形態の多様化は、人々の生涯学習への権利を保障する点において時代の趨勢であり、最低賃金を下回らない限りにおいて、報酬額を定める裁量は設置申請する大学側に委ねられるべきではないでしょうか。準備資金の多寡が大学設置認可の決め手とならないよう審査基準を適正に運用するとともに、条文において明文化していただきたく存じます。</p>	<p>学校法人の設立に当たっては、安定的・継続的な教育研究活動を行う必要があり、また大学の運営等が困難になり、学生が不利益を被ることがないように、学生保護の観点からも、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準に定める額以上の経費を保有していることを認可の要件としています。</p> <p>いただいた御意見は、必要に応じて今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>標準設置経費額の人件費が、教員900万円、職員640万円となっています。その根拠を示していただきたいです。また、さまざまな雇用形態に応じた人件費の設定も必要であると考えます。</p>	
	<p>学校法人の寄附行為等の認可に関する審査基準について意見を述べさせていただきます。標準設置経費額の人件費について、教員900万円、職員640万円となっていますが、この算定基準は何を根拠としているのかを知りたく思います。</p> <p>政府の統計によると、大学教員の平均年収は791万円(2021年)となっており、その金額を上回る額を算定された理由をご教示ください。</p> <p>上記金額は、通学生の大学における平均年収ですが、オンラインによる授業を行う大学と通学の場合の教員の業務量は大幅に異なるはずであり、オンライン大学について通学制の大学と同等の人件費が設定されるのは、業務の実態から鑑みるに公正とは見なし難いように思えます。</p> <p>教員の待遇を厚くすることが重要であるのは論を待ちませんが、大学の運営形態に応じた算出が妥当と考えますが、いかがでしょうか。</p>	

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
2. その他標準設置経費及び標準経常経費に関する御意見	<p>概要について 改正概要が物価の高騰等を考慮に入れること自体は理解できなくはないのですが、そもそも改正前の基準が、適用不要と思われる大学設置にも形式的に適用せざるを得なくなっている形をとっている点も、今回あわせて改正すべきだと思います。たとえば、現行基準では、インターネットのみでの授業を行う大学には、通信教育学部としての大学であるとしても、一定の範囲で対面授業の必要を前提とする通常の通信教育学部が必要とする整備と比べて不要なもの（初年度から多数の事務職員は不要）があります。前者のような大学にも適用される基準となるよう必要に応じた改正（大学の实情に合わせて適用基準に一定の幅を持たせる等）があわせてなされるべきと考えます。</p> <p>人件費について 世間の一般動向を基準に反映させること自体は反対できませんが、もともとの教員一人当たりの人件費の根拠が（安いのか高いのか妥当なのか）不明なので、改正案の数字をそのまま認めることはできません。大学運営にとって人件費の確保が重要であることは当然ですが、現在では、月額20万円以上の報酬で兼任の基幹教員採用を認める以上、従来の880万円も今回の900万円も、そのような兼任教員を構成要員とする大学を想定して、一律1人当たりの単価計算とするのではなく、予定される教員の雇用形態に応じた合理的な金額（基準）となるよう、値上げの対象となる基準自体に幅をもたせるべきと考えます。</p> <p><人件費等について> インターネットのみで授業を行う大学の場合、対面での授業が必要な通信教育学部と同等の人件費（や設備費等）が必要とは考えにくいと思われます。多様性（学ぼうとする人の背景、受講の形式、教員の雇用形態等々）や持続可能性などが推進されている時代にふさわしく、適用の基準も一律ではなく、幅があるようなものに改正されることを望みます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>このような基準があることを知って、公務員の給料の高さに驚きました。インターネットのみの大学を認めて、経費をおさえて「社会人の再教育等の社会的な要請に応える」とか、デジタル活用で効率化し、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。一人ひとりの多様な幸せを実現するデジタル社会」とか、大学設置基準を改正して「非常勤講師についても、要件を満たすのであれば、基幹教員となることは可能」「月額報酬20万円以上かつ当該大学以外の業務の日数が週3日未満であること等を満たす者を想定」「基幹教員の待遇の決定については、各大学等における判断」とかが周知されています。これらは、障害や経済的問題で、過去大学に行けなかった者が学士を取得することを可能にするものです。多額の教員・職員の人件費を設定し、デジタル化時代以前の不正を正すチャンスを阻む審査基準は認められません。公的に宣言されたことと矛盾する審査基準が、国民にほとんど周知されずに運用され、国民に積極的に知らされていないパブリックコメントで改正されていくことも認められません。</p> <p>標準設置経費額というのは従来からたった大学のイメージで考えられているように思うのですが、何年か前に、基幹教員を設定して、週3日以内の勤務で月給20万円以上でも良いという仕組みができたかと思います。いま、大学は多様化しているので、基幹教員の導入はいい考えだと思っています。基幹教員ということもあることを前提にした標準設置経費額にするか、あくまでの標準ということで、基幹教員を導入する場合にはこの範囲にあらざうというように書いていただくわけにはいかないでしょうか。</p> <p>校舎の整備や設備の整備について、インターネットのみでの授業を行うなど、多様化する学習形態に対応しているかどうか、疑問に感じます。大学の状況に合わせて適用基準に幅を持たせる等はなされないのでしょうか。</p> <p>物価等により基準が変動することはあるかも知れませんが、学生の状況も大学等の規模や形態も多様化が進む中、一律の基準を適用することは妥当ではないと考えます。 社会全体で経済的な格差が拡大していることは周知の事柄であり、経済的事情や就労の必要性からオンラインの大学等で学ぶことを希望する学生がいます。また、心身の不調やいわゆる引きこもり状態にありつつ学ぶ意欲のある学生も少なからず存在します。 高齢者の学び直しの必要性も、社会的に大きくクローズアップされています。 上記より、今後はオンラインの教育機関のニーズがさらに高まると思われます。 オンラインでの学びの場合、通学制と同じスペースや経費的な基準は要さず、またオンラインの中でもスクーリングや実習等の有無により必要経費は大きく変わります。 よって、一律の型に当てはめてしまうことなく、個々の大学等に必要建設費や人件費等経費を弾力的に考えることが強く求められると考えます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 通信制の場合は通学制とは施設設備の保有状況等が異なるため、標準設置経費額に係る規定は対象外となっています。 一方で、通信制であっても他の大学と同様に学修支援や学生支援等を含む教育研究活動を行う必要があること、インターネットのみによる授業を前提とした大学においては、面接授業等に相当する教育効果を担保するための措置等を行う必要もあること等から、これらの教育研究活動を安定的・継続的に行うための教職員人件費や教育研究等に係る必要経費として、標準経常経費額の規定は適用されることとなっています。 いただいた御意見は、必要に応じて今後の参考とさせていただきます。</p>